

# 平成30年度大磯町教育委員会第2回定例会議事録

1. 日 時 平成30年5月17日（木）  
開会時間 午前9時30分  
閉会時間 午前10時25分
2. 場 所 大磯町役場国府支所2階 第1・2会議室
3. 出席者 野 島 健 二 教育長  
長 嶋 徹 教育長職務代理者  
青 山 啓 子 委員  
曾 田 成 則 委員  
トーリー 二葉 委員  
仲手川 孝 教育部長  
宮 代 千 秋 学校教育課長  
山 口 友紀子 学校教育課副課長  
瀬 戸 克 彦 子育て支援課長  
波多野 昭 雄 生涯学習課長  
國 見 徹 生涯学習課郷土資料館長  
佐 藤 聡 生涯学習課図書館長  
秋 本 篤 史 （書記）学校教育課教育総務係長
4. 欠席者 なし
5. 傍聴者 2名
6. 教育長報告
7. 付議事項  
議案第1号 学校教育法施行細則の一部を改正する細則について  
議案第2号 平成30年度大磯町立小・中学校で使用する教科用図書採択方針について  
議案第3号 大磯町社会教育委員の委嘱について  
議案第4号 大磯町図書館協議会委員の任命について
8. 報告事項  
報告事項第1号 大磯町青少年指導員の委嘱について  
報告事項第2号 大磯町郷土資料館協議会委員の委嘱について  
報告事項第3号 大磯町子ども・子育て会議委員の委嘱について  
報告事項第4号 教育委員会関連事業の実施及び結果報告について
9. その他

## (開 会)

教育長) それでは、ただいまから、平成30年度大磯町教育委員会第2回定例会を開催いたします。本日の会議の内容ですが、付議事項4件、報告事項4件でございます。

本日は5名全員、出席しておりますので、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第14条第3項の規定により、定例会は成立いたしました。

なお、本日は傍聴を希望される方が見えておりますので、大磯町教育委員会会議規則第12条及び第17条の規定により、傍聴を許可いたします。暫時休憩します。

暫時休憩ののち傍聴人が入室し再開した。

## (平成30年度第1回定例会議事録の承認)

教育長) 「平成30年度第1回定例会議事録」は、1ページから16ページに記載のとおりでよろしいでしょうか。

各委員) 異議なし。

教育長) 異議なしの声がありましたので、「平成30年度第1回定例会議事録」については、ご承認いただいたものとします。

## 教育長報告

教育長) それでは、4月定例会開催後の平成30年4月21日から本日までの教育委員会諸行事等について報告させていただきます。

5月5日、神奈川県が無形民俗文化財に指定されている国府祭が開催されました。

天候に恵まれ大磯町内外からの多くの人で賑わいました。なお、昨年度に引き続き国・県の補助事業として国府祭調査を実施しており、町が依頼した専門調査員が現地視察を実施いたしました。

5月1日、中学校部活動地域指導者ガイダンスを開催し、18名の方に委嘱状を交付しました。今年も地域指導者の皆様に中学校の部活動をサポートしていただきます。

5月12日、大磯中学校及び国府中学校で、授業参観を開催しました。

5月15日、町立学校の新規採用教職員6名を対象とした研修会を開催しました。経験の浅い教員が増えていますので、今後も指導力向上のため、研究・研修の充実に努めてまいります。

その他の諸行事につきましては執行状況表のとおりです。

なお、今後の予定につきましては、執行予定表をご参照ください。

次に、4月定例会から本日までの間に、教育長に委任された事務など重要なものに関する事、専決した事項に関する事について、ご報告いたします。

「大磯小学校の食器消毒保管庫」の購入についてです。

こちらにつきましては、4月19日の木曜日、大磯小学校の食器消毒保管庫が故障しました。平成30年度予算では、当該備品を購入するための予算計上はありませんでしたが、生徒への安全・安心な給食の提供などを考慮し、緊急対応が必要と判断し、4月20日、予算科目「学校給食施設・設備維持事業」内の「給食用備品購入費」に、予備費163万8,000円を投入し、諸手続きを行ったうえで、5月2日に入札を行い、6者応札のうち「日米厨房株式会社」が、消費税込154万4,400円、落札率95.3%で落札し、本町と契約を行いました。納品については、受注生産のため、受注から納品まで、最短で1ヶ月程度かかるということであり、6月2日土曜日が納品予定となっております。本日の報告は、以上でございます。

## 議案第1号 学校教育法施行細則の一部を改正する細則について

学校教育課副課長) 説明資料の1の「改定の理由」にもありますように、今回の幼稚園教育指導要領の改訂に伴い、文部科学省通知により各幼稚園等において幼児理解に基づいた評価が適切に行われるとともに、地域に根ざした主体的かつ積極的な教育の展開の視点から、各設置者等において指導要録の様式が創意工夫の下決定され、また各幼稚園等により指導要録が作成されるよう、指導要録に記載される事項や様式の参考例が示されました。

これに伴い、大磯町の幼稚園指導要録及びその抄本の様式を改めるものがあります。

新旧対応表を見ていただきまして、第24号様式の1「学籍に関する記録」ですが、満3歳児から使用できる4年分の枠を設けました。

次のページの「記載する事項」にも、左側の改正案にあるように、記入上の詳細が加わりました。

次におめくりいただきまして、第24号様式の2「指導に関する記録」の「ねらい」の部分、3箇所が新たな文面となりました。

具体的には、「健康」の3つ目に「見通しをもって行動する」が付け加わり、「人間関係」の2つ目に「工夫したり、協力したりして一緒に活動する楽しさを味わい」が加わり、言葉の3つ目「言葉に対する感覚を豊かにし」が加わりました。

次のページの「記載する事項」にも、最終年度の記入にあたっての詳細を加えました。

次を見ていただくとお分かりいただけるように、最終学年に特化した、「最終学年の指導に関する記録」の指導要録が今回新たに付け加わりました。次のページの「記載する事項」も同様に、最終年度の記入にあたっての詳細が加わりました。

最後に、指導要録抄本の文言も、先ほどの要録と同じく、「健康」の3つ目に「見通しをもって行動する」が付け加わり、「人間関係」の2つ目に「工夫したり、協力したりして一緒に活動する楽しさを味わい」が加わり、言葉の3つ目「言葉に対する感覚を豊かにし」を加えました。

補足説明につきましては以上でございます。

質疑応答)

曾田委員) 幼稚園の子どもさんたちということで、それぞれ一定の年齢だということは分かっていますが、「新しい感覚を豊かにする」などのいろいろな言葉が入っているのですが、このようなことを幼稚園の先生方は、どのように理解するようになっているのでしょうか。例えば、このような文言を入れたということは、このような言葉が今まで足らなかったのか、それとも、このような言葉を使わないと表現ができないのか。それは幼稚園の先生方が理解しながら判断するという理解でよろしいのでしょうか。

学校教育課副課長) 今回の改定につきまして、幼稚園の園長を中心に先生方全員ともこの文言については相談をいたしました。文科省から示された参考例の文面で幼稚園はやっていきましょうということで話し合いがなされた、幼稚園で示した改定案ということですので、そのあたりは十分に理解しております。

曾田委員) そうすると、経験のたくさんある先生方とそうでない先生方も、それを超えて分かる、理解できるということではよろしいのでしょうか。

学校教育課副課長) そのあたりも一緒に話し合った結果、こちらでいきましょうということで、こちらの文面を使わせていただくことになっておりますので、そのあたりは理解しております。

曾田委員) 毎回、幼稚園にも訪問させていただいております、それぞれ家庭が違いますし、いろいろな子どもたちがいる中で、そういうものが子どもの理解が十分でない子もいるわけですが、そういうのは先生方がいろいろアドバイスというか、ある程度の助言をしたり、様々なことについて言葉を通じながら指導、アドバイスしながらやっていると理解してよろしいのでしょうか。

学校教育課副課長) 幼稚園というと、まだ小さい年齢でありまして、それから3月生まれとか4月生まれとか、また学年の中でもいろいろとあると思うのですが、町立幼稚園では、毎日、保護者が送り迎えをしております、保護者と先生との間で、お子さんに関する話はかなり頻繁に行われているところがございますので、その子に応じた対応というのも丁寧に行っております。

教育長) 質疑を打ち切ります。討論を省略し採決に入ります。議案第1号について、原案どおり、ご異議ありませんでしょうか。

各委員) 異議なし。

教育長) 異議なしの声がありましたので、議案第1号「学校教育法施行細則の一部を改正する細則について」は、原案どおりご承認いただいたものとします。

## 議案第2号 平成31年度大磯町立小・中学校で使用する教科用図書の採択方針について

学校教育課副課長) 「平成31年度大磯町立小・中学校で使用する教科用図書の採択方針」について、補足説明をさせていただきます。説明資料の資料1をご覧ください。

「平成31年度大磯町立小・中学校で使用する教科用図書の採択方針を定める理由」でございます。

教育長の提案理由にもございましたとおり、大磯町教育委員会では、小・中学校で使用する教科用図書を採択するにあたりまして、神奈川県教育委員会

で定めた教科用図書の採択方針を受け、神奈川県教科用図書選定審議会や中地区教科用図書採択協議会における調査研究と協議内容を参考にし、学習指導要領に基づいて、学校、児童・生徒、地域等の特性を考慮し、公正確保にも努めて採択をするという方針や基準を「平成31年度大磯町立小・中学校で使用教科用図書の採択方針」として定めるものでございます。この採択方針により、今後の採択手続きを進めていくこととなります。

2 ページから 4 ページには、議案にあります教科用図書の採択に係る法令の抜粋を載せてございます。

5 ページからの参考資料ですが、平成31年度神奈川県の義務教育諸学校使用教科用図書採択方針でございます。

補足説明につきましては、以上でございます。

質疑応答)

青山委員) 教科書採択については昨年度、小学校の道徳の教科用図書について、教育委員もいろいろ多くの勉強をさせていただきましたし、議論もいたしました。今年度は中学校の、やはり特別の教科としての道徳の採択も加わる中で、基本方針の今回の議案だと思います。今回、資料の中では、神奈川県教育委員会の方針も示されております。大磯は単独の採択地区でありますけれども、事務局が示されておりますように、調査研究や協議というものを大事にし、そういう内容を参考に採択できる方針ということで、よいのではないかと考えています。

教育長) ありがとうございます。そのほかいかがでしょうか。

長嶋委員) 採択に関しまして、審議会とか調査委員会を置くというふうに一定とおりになっておりますけれども、その辺の委嘱の選抜とか推薦とか、その辺の経緯はどうなっているのでしょうか。

学校教育課副課長) そちらのメンバーは決まっておりますので、それを中心にまた進めていくという経緯にしております。

トーリー委員) 昨年、採択の際に先生が来て簡単にそれぞれの教科書の特色とかの説明という時間があつたかと思うのですが、今回もそのような同じような形でやられるのでしょうか。

学校教育課副課長) 学校の先生が各社の教科書をよく研究して、その説明を会の中でさせていただいたということが昨年もございました。今回の道徳に関しても、それを十分に調査研究した先生の、要するに代表の方が皆様の前で説明するという機会がありますので、それも十分理解していただく中で、十分なご審議の中で教科書を採択していただければというふうに思っております。よろしく願いいたします。

トーリー委員) その先生方というのは、もう決まっていらっしゃいますか？

学校教育課副課長) はい。

トーリー委員) そうですか。それは、この方をお願いするというのはどこで決めて。

学校教育課副課長) 先生方というより、今回、1教科ですので1人しかいないということになっておりますけれども、そちらの先生はもう決まっておりますので、その方に頼むということで進めております。

トーリー委員) 教育課のほうで選ばれた方ということですね。承知いたしました。

教育長) 質疑を打ち切ります。討論を省略し採決に入ります。

議案第2号について、原案どおり、ご異議ありませんでしょうか。

各委員) 異議なし。

教育長) 異議なしの声がありましたので、議案第2号「平成31年度大磯町立小・中学校で使用する教科用図書の採択方針について」は、原案どおりご承認いただいたものとしします。

### 議案第3号 大磯町社会教育委員の委嘱について

生涯学習課長) 議案第3号 大磯町社会教育委員の委嘱について、補足説明をさせていただきます。説明資料の1ページ、委嘱理由をご覧ください。

現在、大磯町社会教育委員の任期は、平成28年10月1日から平成30年9月30日までの2年間となっており、11名で構成されております。

委員のうち学校教育の関係者として大磯町立校長・園長会から学校長が選任されておりましたが、平成30年4月1日付けの人事異動に伴い欠員となりましたので、大磯町社会教育委員に関する条例第4条の規定に基づき、前任者の補欠委員を新たに委嘱するため、教育委員会の承認を求めるものでございます。

説明資料の2ページから3ページは、社会教育委員の設置、委嘱の基準等に関する法令の抜粋でございます。

このうち2ページの「大磯町社会教育委員に関する条例」の条文中、第4条第3項に「委員に欠員が生じたときは、補欠委員を委嘱する。」とあります。また、同じく第4項に「補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。」とありますので、今回、提案させていただく補欠委員につきましては、前任者の残任期間である平成30年9月30日までとなります。

なお、4ページは、今回の改選前における社会教育委員の名簿でございます。そのうち氏名にアンダーラインをひいた委員が4月1日付けで異動された方でございます。その他10名の社会教育委員についての変更はございません。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

質疑応答) なし。

教育長) 質疑を打ち切ります。討論を省略し採決に入ります。

議案第3号について、原案どおり、ご異議ありませんでしょうか。

各委員) 異議なし。

教育長) 異議なしの声がありましたので、議案第3号「大磯町社会教育委員の委嘱について」は、原案どおりご承認いただいたものとしします。

### 議案第4号 大磯町図書館協議会委員の任命について

生涯学習課長) 議案第4号 大磯町図書館協議会委員の任命について、補足説明をさせていただきます。説明資料の1ページ、任命理由をご覧ください。

現在、大磯町図書館協議会委員の任期は、平成28年9月1日から平成30年8月31日までの2年間となっており、6名で構成されております。

委員のうち学校教育の関係者として大磯町立校長・園長会から学校長が選任されておりましたが、平成30年4月1日付けの人事異動に伴い欠員となりましたので、大磯町立図書館の設置、管理等に関する条例第9条の規定に基づき、前任者の補欠委員として任命するものです。

説明資料の2ページから3ページは、図書館協議会委員の設置、委嘱の基準等に関する法令の抜粋でございます。

このうち2ページの「大磯町立図書館の設置、管理等に関する条例」の条文中、第9条第1項に「図書館協議会委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から教育委員会が任命する。」とあります。また、同じく第2項に「補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。」とありますので、今回、提案させていただく補欠委員につきましては、前任者の残任期間である平成30年8月31日までとなります。

なお、4ページは、今回の改選前における図書館協議会委員の名簿でございます。そのうち氏名にアンダーラインをひいた委員が4月1日付けで異動された方でございます。その他5名の図書館協議会委員についての変更はございません。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

質疑応答) なし。

教育長) 質疑を打ち切ります。討論を省略し採決に入ります。議案第4号について、原案どおり、ご異議ありませんでしょうか。

各委員) 異議なし。

教育長) 異議なしの声がありましたので、議案第4号「大磯町図書館協議会委員の任命について」は、原案どおりご承認いただいたものとします。

## 報告事項第1号 大磯町青少年指導員の委嘱について

生涯学習課長) 報告事項第1号 大磯町青少年指導員の委嘱について説明をいたします。裏面をご覧ください。大磯町青少年指導員は青少年の健全な育成に資する取組みを行ない、地域における活動への青少年の参加を促進するとともに、社会教育指導者層の充実を視野に入れて設置されております。

大磯町青少年指導員設置規則により、青少年指導員の任期は2年、定数は18名以内とありますが、現状の構成人数は12名としております。

先月、第1回定例会におきまして、8名の委員の委嘱についてご報告させていただきましたが、新たに1名を5月1日付けにて委嘱させていただきましたことから、報告するものでございます。

青少年指導員名簿をご覧ください。アンダーラインをひいた委員が、5月1日付けで委嘱した委員でございます。その他8名の青少年指導員についての変更はございません。報告は、以上でございます。

質疑応答)

教育部長) 補足説明いたします。次の報告事項の郷土資料館協議会委員も同じですが、先ほどの2点、社会教育委員さんと図書館協議会委員、こちらは付議事項という形で教育委員会の承認が必要になっています。先ほどの2件は、2つとも大磯町の附属機関という形で、町が認定した正式な特別職の公務員扱いになる。その方の選任については教育委員会の承認が必要となります。これからご報告させていただく2件につきましては、いわゆる条例上の縛りで

はない、委員さんでございまして、こちらは教育長の選任事項という形に  
させていただいて、こういう形で報告させていただく形になりますので、ご  
了解いただきたいと思います。以上でございます。

教育長) 付議事項と報告事項の違いですね。

## 報告事項第2号 大磯町郷土資料館協議会委員の委嘱について

生涯学習課長) 報告事項第2号 大磯町郷土資料館協議会委員の委嘱について説明を  
いたします。説明資料の1ページ、委嘱理由をご覧ください。

現在、大磯町郷土資料館協議会委員の任期は、平成29年10月1日から平  
成31年9月30日までの2年間となっております。9名で構成されております。  
委員のうち学校教育の関係者として大磯町立校長・園長会から学校長が選任  
されておりましたが、平成30年4月1日付けの人事異動に伴い欠員となりま  
したので、大磯町郷土資料館条例施行規則第20条の規定に基づき、前任者の  
補欠委員を新たに委嘱させていただきましたことから、報告するものでござ  
います。

新任委員でございます。学校教育の関係者として、国府小学校長、秋山実  
氏を委員として委嘱させていただきました。

説明資料の2ページは、大磯町郷土資料館条例及び施行規則の抜粋でござ  
います。このうち「大磯町郷土資料館条例施行規則」の条文中、第20条第4  
項に「委員に欠員が生じたときは、速やかに補欠の委員を補充しなければな  
らない。」とあります。また、同じく第4項に「このとき補欠の委員の任期  
は、前任者の残任期間とする。」とありますので、今回、ご報告させていた  
だく補欠委員につきましては、前任者の残任期間である平成31年9月30日  
までとなります。

なお、3ページは、今回の改選前における郷土資料館協議会委員の名簿で  
ございます。そのうち氏名にアンダーラインをひいた委員が4月1日付けで  
異動された方でございます。その他8名の郷土資料館協議会委員について  
の変更はございません。

報告は、以上でございます。

質疑応答) なし。

## 報告事項第3号 大磯町子ども・子育て会議委員の委嘱について

子育て支援課長) それでは、報告事項第3号の「大磯町子ども・子育て会議委員の  
委嘱について」ご説明いたします。

今回、委嘱させていただく委員については、「大磯町附属機関の設置に関  
する条例」に基づき設置された、町長の諮問機関の一つである「大磯町子ど  
も子育て会議」の委員の委嘱になります。

本会議においては、平成30年度及び31年度の2ヶ年をかけて、平成32年  
度より始まります第2期の大磯町子ども笑顔かがやきプランを策定すること



になっております。前任の委員におかれましては、平成 27 年 11 月 15 日をもって 2 年の委嘱期間を終了していることから、ここで新たに委員を選考し委嘱することになります。委員の構成については、大磯町子ども子育て会議規則第 3 条に基づき選考し、委員数につきましては、条例の中で 14 名以内と定めておりますので、前回同様に 14 名の方に委嘱したいと考えております。

それでは、資料の裏面をご覧ください。

まず、番号の 1 番から 4 番までの委員につきましては、規則の第 3 条第 1 号に該当する委員で「教育・保育の関係者」となっております。国の子ども・子育て会議でも「事業主を代表する者」を委員の構成としておりますので、町立幼稚園・保育園の代表として、たかとり幼稚園と国府保育園を兼務している仲手川園長。私立幼稚園の代表として、こいそ幼稚園 小磯園長。私立の認定こども園の代表として、サンキッズ国府の野地園長。また、義務教育の面から教育関係者として、国府小学校の秋山校長に依頼いたしました。

次に、番号の 5 番及び 6 番の委員につきましては、規則第 3 条第 2 号の「幼稚園・保育園の関係者」に該当する委員として、町立及び私立の保育園の保護者会の代表の方とさせていただきます。国府保育園が三上さん。サンキッズ大磯が藤田さんとなっております。三上さんは、保育園の年長さんの他に小学校 3 年生のお子さんがいます。藤田さんについては、3 歳児のお子さんお一人です。

次に、番号の 7 番から 9 番の委員につきましては、規則第 3 条第 3 号の「保健福祉の関係者」といたしまして、一人目は平塚保健福祉事務所の保健福祉課の宮崎課長です。保健福祉課は、母子保健等を担当している部署になります。次に二人目は、民生委員・児童委員協議会の代表として池田主任児童委員さんをお願いいたしました。三人目は、社会福祉法人 素心会 地域支援センターの鈴木所長といたしました。地域支援センターでは、児童発達支援事業や放課後等デイサービス事業を行っており、大磯町でも多くのお子さんが利用している施設です。

次に、番号の 10 番及び 11 番の委員につきましては、規則第 3 条第 4 号の「公募町民」の方になります。こちらにつきましては、平成 29 年の 12 月 5 日から 25 日までの間、町広報及びホームページで募集し、3 名の方にご応募いただきました。選考については、今年の 1 月に「大磯町子ども・子育て会議公募委員選考要領」及び「大磯町子ども・子育て会議公募委員選考方法及び採点基準」に基づき、副町長を始めとする関係部長等に選考委員として審査いただきました。

番号 10 番の牛見真由子さんは、大磯地区にお住まいの 30 歳代の主婦の方で、1 歳のお子さんを持つ 1 児の母親です。

番号 11 番の楠田碧さんは、国府地区にお住まいの 30 歳代の主婦の方で、幼稚園の年長、年少組のお子さん、0 歳児のお子さんを持つ 3 児の母親です。今回の応募資格は、次の平成 32 年度から計画に大きく関わるお子さんを子育て中の方として、未就園児を子育て中の 20 歳以上の方といたしました。

次に、番号の 12 番から 14 番の 3 名の委員につきましては、規則第 3 条第 5 号の「町長が認めるもの」として選考しております。

番号の 12 番の委員は、学識経験者として福島県立医科大学の看護学部 家族看護学部門 小児看護学の教授であります和田教授にお願いいたしました。平成 25 年の子ども・子育て会議の発足時より会長を務めて頂いておりますので、引き続きお願いいたしました。

次に番号の 13 番方は、学童保育を運営している事業者を代表いたしまして社会福祉協議会の竹内会長に、学童保育（放課後児童クラブ）の関係者ということで委員をお願いしました。

最後に番号の 14 番の方は、子ども・子育て支援新制度になる以前の「次世代育成支援地域行動計画」の関係者ということで、計画を策定した時の協議会の会長でした、私塾まきばの山田園長にも参加して頂いております。

なお、番号の 4 番から 7 番、10 番、11 番及び 13 番の委員については、新規に委嘱する委員になっております。

報告事項第 3 号の「大磯町子ども・子育て会議委員の委嘱について」の説明は、以上となります。

質疑応答) なし。

#### 報告事項第 4 号 教育委員会関連事業の実施及び結果報告について

生涯学習課長) 報告事項第 4 号、教育委員会関連事業の実施及び結果報告についてご説明いたします。

はじめに、4 月 20 日金曜日に行われました、「高麗の山神輿」の実施結果でございます。説明資料の 1 ページをご覧ください。

生涯学習課としては、昨年引き続き 3 つの支援をいたしました。一つ目は、広報などに掲載をして広く周知をする支援。二つ目は、経済的な支援として、町指定文化財保存管理奨励交付金を交付しております。そして、三つ目の支援として、山神輿の「親綱の引き手」募集を 6 年前から行なっております。学生の協力につきましては、例年同様、曾田委員にご尽力をいただきました。この場をお借りしてお礼申し上げます。最終的に、東海大学からは 21 名のご協力をいただくことができました。

また、一般公募による協力員も 1 名ではありますが参加があり、協力員の皆さんは、地元から大変感謝されておりました。

下山後、高麗区民会館で、ねぎらいと感謝を込めた食事提供を受け、学生の方は、東海大学に無事、23 時到着となりました。

裏面は当日の様子でございます。

次に、明治 150 年記念として開催いたしました、OISO 学び塾「日本の夜明け 咸臨丸の渡米と小笠原諸島の開拓～ジョン万次郎の航海術と先見の明」の実施結果でございます。

4 月 26 日、木曜日でございますが、郷土資料館の研修室を会場といたしまして、町内在住で直系の曾孫であります中濱武彦さんを講師にお招きし、幕末から明治にかけて日本の夜明け時代を生き抜いたジョン万次郎の航海術と小笠原諸島の開拓についてご講演をいただきました。

情報紙に講師のインタビューも交え掲載されたこともあり、数多くの申し込みのお電話をいただき、44名の方にご参加いただきました。

なお、アンケートを実施し、20名の方から回答をいただいています。詳細は記載のとおりです。説明は以上です。

質疑応答) なし。

### (その他)

教育部長) 学校の昼食の関係でご報告させていただきます。一部マスコミ等でも報道がありましたとおり、大磯中学校におきまして、いわゆるNPO法人が運営されるお弁当屋さんが、PTAを中心に注文を取って、お弁当をつくるのが困難なご家庭に届けるといったようなサービスが始まりました。連休明けの5月7日から始まりまして、現在、お申し込みされているご家庭が8人、それ以外に先生が11名頼んでおりまして、合計19食でスタートしているという形でございます。1食当たり550円という値段と、条件として、1カ月単位での申し込みという条件がありまして、そういったところもあって、ちょっと見込みよりも若干利用されるお子さんが少ないのかなというところではございますけれども、そういったところで、学校というかPTA独自の取り組みが始まりましたことをご報告させていただきます。以上でございます。

教育長) では、次回の会議について事務局から報告をお願いいたします。

事務局) 次回の教育委員会定例会は、6月21日、木曜日、午前9時30分から、大磯町役場本庁舎4階第1会議室で開催予定です。

教育長) それでは、以上をもちまして、平成30年度大磯町教育委員会第2回定例会を閉会いたします。お忙しい中、ご審議いただきまして、ありがとうございました。お疲れ様でした。

### (閉会)

会議の経過を記載し、その相違ないことを証しここに署名する。

平成30年6月21日

教 育 長 \_\_\_\_\_

教育長職務代理者 \_\_\_\_\_

委 員 \_\_\_\_\_

委 員 \_\_\_\_\_

委 員 \_\_\_\_\_